

## 加入負担金の課題と解決の方向性について

本市では、多くの水道事業者と同様に、給水装置の新設及び増設を行う場合、加入負担金（以下、「負担金」という。）を徴収しています。

本市の負担金制度は、創設（昭和 43 年）から 50 年以上が経過し、この間の社会状況の変化などにより、いくつかの課題が発生しています。

水道料金とともに水道事業を支えてきた負担金について、水道料金改定と併せて、見直しを進めたいと考えています。

### 1 負担金制度導入（昭和 43 年）の背景と目的

#### (1) 背景

本市上水道事業は、昭和 43 年度から井原・出部地区を給水区域とし事業（計画給水人口 12,000 人・計画最大給水量 3,000 m<sup>3</sup>/日）を開始し、その後、昭和 48 年 3 月には第 1 次拡張工事が完成し、井原駅前区画整理地内及び木之子町高月地区へ給水を開始しました。この頃は、おりしも経済成長期にあり、家庭用の風呂や水洗トイレの普及など生活様式の高度化が図られたことで、生活水準の向上とともに水需要が急激に伸びた時期でありました。

昭和 56 年に第 2 次拡張工事（計画給水人口 40,000 人・計画最大給水量 16,000 m<sup>3</sup>/日）が完成し、市東部、南部が給水区域となり、岩野、川附、木之子、西江原、神代、高屋簡易水道を上水に統合しました。

平成 14 年に第 3 次拡張工事（計画給水人口 38,500 人、計画最大給水量 16,000 m<sup>3</sup>/日）を開始し、平成 18 年をもって井原地区のすべての簡易水道の上水道への統合が完了し、現在の上水道の給水区域となりました。

これら拡張事業に伴い、新たな水源開発（従来の中部系統に、東部系統、西部系統を加える）を行うとともに、浄水場の新設、配水池、管路の新設・増設のための拡張事業を、絶え間なく繰り返してきました。

#### (2) 負担金制度導入の目的

水道事業を開始した昭和 43 年度当時は、水道普及率はまだ低く、苦しい財源の中で拡張事業を推進していかなければならないという状況にありました。

施設整備に要する費用を水道料金だけで賄うことは、水道料金の大幅な引き上げをもたらすこととなり、また、新・現水道利用者間の負担の公平性という点で課題がありました。

そこで、このような水道施設の拡張等に要する費用の一部を、新規利用者等にも負担していただくために、主に次の 3 点を目的として負担金制度を導入しました。

- ア 今後の拡張事業を進めるための財源の確保
- イ 料金水準の適正化を図ること（急激な料金値上げの抑制）
- ウ 新・現水道利用者間の負担の公平を図ること

## 2 負担金制度の運用状況

### (1) 負担金の徴収

負担金は、給水装置の新設工事及び改造工事（メーターの口径を増すもの）の申込者から徴収することとしており、その額については、給水装置工事申込みの給水審査時に決定しています。

### (2) 水道料金と負担金の収入状況

昭和 43 年度の負担金制度導入直後は、負担金と水道料金の収入合計に対して負担金が占める割合は 25.0%でした。また、負担金収入額が最も多かったのは昭和 52 年度でその時の割合は 39.1%と最も高く、直近料金改定時の昭和 59 年度は 8.3%、直近の令和 2 年度決算では 3.8%となっており、ここ数年の収入額は 1～2 千万円程度となっています（表 1）。

表 1 水道料金と負担金の収入状況

	昭和 43 年度 (制度導入直後)	昭和 52 年度 (負担金最高額時)	昭和 59 年度 (直近料金改定時)	令和 2 年度 (決算)
水道料金	3,946,485	66,273,255	286,068,750	444,597,049
負担金	11,871,000	42,479,500	25,960,000	17,760,000

## 3 負担金制度の課題

### (1) 負担金創設当時との業務状況の変化

平成 18 年には、上水道の第 3 次拡張事業が完了し、面整備に伴う施設拡張は終了しました。将来にわたり安定給水ができる施設が整い水道普及率も向上した現在は、拡張から維持管理の時代に移行したと考えています。

従来水道施設の新設・拡張期における負担金の役割と、改築・更新・維持管理が中心となる時代における役割は異なってくるため、新しい時代に相応した負担金のあり方について検討する必要があります。

### (2) 人口減少が進む中での本市政策との整合性

本市の人口は、昭和 25 年（1950 年）の 63,290 人をピークに緩やかに減少が続いており、平成 27 年（2015 年）の人口 41,390 人は、令和 42 年（2060 年）には約 5 割まで減少すると予測されています。

こうした状況の中、井原市第 2 期総合戦略（2021～2025）における本市の目指すまち（将来像）では、「～住んでよかった、住み続けたい、住んでみたい～ 魅力あふれる 元気なまち いばら」と掲げており、負担金の改定にあたっては、流入人口の増加を図るインセンティブ（動機・誘因）という新たな視点についての検討が求められます。

### (3) 市町村合併から未解消である地域間格差

下記の表（表 2）のとおり、本市の負担金は、井原・芳井・美星の 3 地区でそれぞれ異なっています。

これは、平成 17 年 3 月 1 日の市町村合併以前の旧市町の設定単価を引き継いでいるため、5 倍の格差が存在しています。

表 2 加入負担金の状況

水道別		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
井原	上水道	132,000	264,000	528,000	—	1,320,000	1,980,000	4,356,000	7,920,000
芳井	中央簡水	110,000 ※口径による区分なし							
芳井	種花滝簡水	143,000 ※口径による区分なし							
芳井	川町簡水	110,000 ※口径による区分なし							
芳井	高原簡水	110,000 ※口径による区分なし							
美星	美星簡水	550,000	660,000	880,000	990,000	1,210,000	1,650,000	—	—

## 4 課題解決の方向性

### (1) これからの負担金制度の目的について

負担金制度導入時の目的は、主に次の 3 点、「今後の拡張事業を進めるための財源の確保」「料金水準の適正化を図ること（急激な料金値上げの抑制）」「新・現水道利用者間の負担の公平を図ること」でしたが、これからの負担金の目的について、以下に検証します。

- ① 「今後の拡張事業を進めるための財源の確保」という役割については、拡張事業の完了とともに、その目的を果たしました。

今後は、「老朽化した施設の更新や大規模地震に備えた耐震化などの財源」としての役割が、新たな目的として考えられます。

- ② 「料金水準の適正化を図ること（急激な料金値上げの抑制）」という役割については、拡張事業のような大きな建設投資が今後見込まれないため、その役割は薄れてきています。

また、水道普及率は概ね上限値に達しており、新規加入件数の大幅な増加は期待できず、負担金についても大きな増加は期待できません。ここ数年の負担金の収入額は 1~2 千万円程度であり、水道料金収入と比較して財源としての重要性は低下しています。（負担金に大きな財源としての役割を求めることは困難）

- ③ 「新・現水道利用者間の負担の公平を図ること」という役割については、現利用者により整備された施設により作られた水を、新利用者は享受することとなるため、今後もこの役割は必要であると考えます。

前記①・②で述べた財源としての役割から、公平の確保の役割に、その存在意義の比重は移っていると考えます。

## (2) 市町村合併から未解消である地域間格差

合併前の井原市・芳井町・美星町において、今後想定される建設投資に応じて負担金は設定されており、合併後もその金額を引き継いでいます。

設定当時の建設事業は完了しているものと考えられ、また、合併後に実施した、簡易水道再編整備事業など多くの建設事業の費用が負担金に反映できていない状況です。

上水道事業と簡易水道事業の事業統合に併せて、負担金についても統一の方向で検討すべきと考えます。

## (3) 負担金の見直しにあたっての新たな論点

### ① 水道普及率の向上を図る

人口減少が進む中で、今後も水道事業を安定して継続するためには、給水契約（給水人口）を増加させる取り組みが必要となります。

負担金を低廉な金額に設定することにより、新たな給水契約の確保が期待できます。

### ② 流入人口の増加を図るインセンティブ（動機・誘因）としての機能

負担金を低廉な金額に設定することにより、新たな給水契約の確保が期待できます。

また、他の自治体との比較を踏まえた金額設定により、優位性による流入人口の増加についても期待できます。

(参考) 県下15市（上水道）の加入負担金 (税込：単位 円)

自治体名	φ 13mm	φ 20mm	φ 50mm
井原市	132,000	264,000	1,980,000
岡山市	121,000	242,000	3,630,000
倉敷市	71,500	143,000	1,386,000
津山市	132,000	132,000	1,815,000
玉野市	33,000	66,000	792,000
笠岡市	66,000	132,000	990,000
総社市	77,000	159,500	1,518,000
高梁市	44,000	88,000	660,000
新見市	66,000	154,000	979,000
備前市	44,000	88,000	2,200,000
瀬戸内市	66,000	132,000	1,650,000
赤磐市	77,000	154,000	1,210,000
真庭市	66,000	110,000	935,000
美作市	110,000	165,000	1,617,000
浅口市	88,000	132,000	1,254,000

### ③ 口径別の単価設定への新たな考え

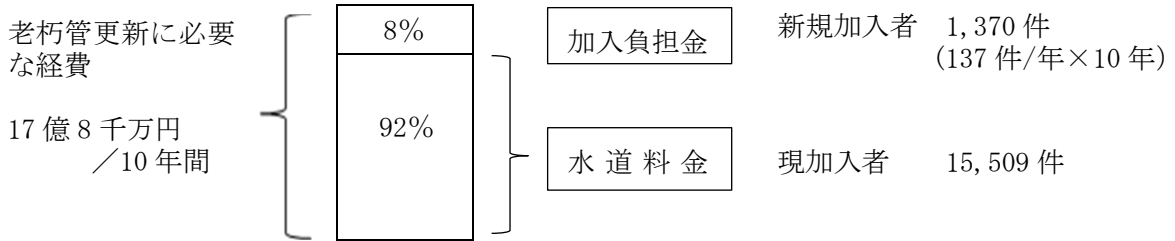
13ミリの給水管は、主に生活必需用水としての利用が多く、水道事業がもつ公共性の根幹であるため、低く設定することにより、利用者の満足度の向上が図られ、公共サービスの大きな向上につながります。

■加入負担金改定案について

- ①上水道と簡易水道の事業統合に併せ、加入負担金は統一する。
- ②今後の負担金については、老朽管更新（配水管布設替）に必要な経費を原価に算出する。
- ※耐震化等に係る費用を原価に加えると、事業実施年度とそれ以外の年度において原価に大きな差異が生じてしまうため、例年、概ね均等に実施している老朽管更新経費を原価とした。
- 経営戦略の投資計画：「老朽管更新に必要な経費」 17億8千万円（10年間）

加入負担金算出式

○イメージ図



○加入負担金原価

$$\begin{aligned}
 & \text{老朽管更新に必要な経費} \times \text{新規加入者が負担すべき割合} = \text{加入負担金原価} \\
 & 17 \text{億} 8 \text{千万円} (10 \text{年間}) \quad 1,370 \text{件} / (1,370 + 15,509) \text{件} \quad 1 \text{億} 4,448 \text{万円} (10 \text{年間}) \\
 & \Rightarrow 14,448 \text{千円} / 1 \text{年}
 \end{aligned}$$

○算出式（H31～R2年度の新規加入件数の平均を基礎に算出）

メータ口径	新規個数 ①	理論流量比 ②	実態を考慮した補正係数 ③	総合配賦係数 ②×③= ④	配賦対象個数 ①×④	左の百分比	加入金原価配賦額 ⑤	加入金単価 ⑤/①	左の補正単価
13	127個	1.00	1.0	1.0	127個	70.56%	10,195千円	80,275円	80,000円
20	5個	3.10	0.65	2.0	10個	5.56%	803千円	160,600円	160,000円
25	2個	5.58	0.72	4.0	8個	4.44%	641千円	320,500円	320,000円
40	2個	19.22	0.52	10.0	20個	11.11%	1,605千円	802,500円	800,000円
50	1個	34.56	0.43	14.9	15個	8.33%	1,204千円	1,204,000円	1,200,000円
75	0個	100.00	0.33	33.0	0個	—	—	—	—
100	0個	213.00	0.28	59.6	0個	—	—	—	—
合計	137個	—	—	—	180個	100%	14,448千円		

【案】老朽管更新に必要な経費を原価に算出

水道別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
現行	上水道	132,000	264,000	528,000	1,320,000	1,980,000	4,356,000	7,920,000
改定(案)	上水道	80,000	160,000	320,000	800,000	1,200,000	2,640,000	4,800,000

※改正案の75mm・100mmの額については、現行の金額の伸率により算出。